

## 償却資産(固定資産税)申告の手引き

錦江町内で事業をされ、償却資産(事業用の資産)を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、毎年期限までに申告書の提出が必要です。

つきましては、この「手引き」を参照のうえ、償却資産の申告書を提出してください。

### 【目次】

1. 償却資産の申告について
  - (1) 申告が必要な方
  - (2) 申告方法と提出書類
  - (3) 申告書の提出期限
  - (4) 申告書の提出先
  - (5) 留意事項
  
2. 償却資産のあらまし
  - (1) 償却資産とは
  - (2) 償却資産と家屋の違い
  - (3) 申告が必要な償却資産・申告の必要がない資産
  - (4) 償却資産の耐用年数
  - (5) 非課税および課税標準の特例に該当する資産
  
3. 償却資産の評価と課税
  - (1) 償却資産の評価方法
  - (2) 償却資産の課税までの流れ
  - (3) 償却資産評価額の算出方法

### 償却資産のよくある質問

4. 償却資産申告書の記載例
  - ・初めて申告される方の記載例【申告書】
  - ・初めて申告される方の記載例【増加資産・全資産用明細書】
  - ・以前より申告されている方の記載例【申告書】
  - ・以前より申告されている方の記載例【増加資産・全資産用明細書】
  - ・以前より申告されている方の記載例【減少資産明細書】

## 1. 償却資産の申告について

### (1) 申告が必要な方

会社や個人で商店や工場などを経営している方、農業・漁業を営んでいる方、アパートや駐車場、農などを貸し付けている方など、錦江町内事業を行っている方で償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在での資産の所有状況を申告しなければなりません。

#### 【注意事項】

○次の方も申告が必要です。必要事項をご記入の上、申告書を提出して下さい。

- ・前年度から資産の増減がない方
- ・前年度において免税(課税標準額が150万円未満)の方や、今年度において免税になると思われる方
- ・廃業・解散・事業継承・転出などがあった方

### (2) 申告方法と提出書類

#### ○申告方法と提出書類

	対象となる方	申告方法	提出書類
全資産申告	○初めて申告される方 ○令和7年1月2日以降に新規に事業を始めた方 ○企業や関与税理士の電算処理により申告される方	令和8年1月1日現在に所有している償却資産を全て申告してください。	①償却資産申告書 ②種類別明細書 (増加資産・全資産用)
増減申告	○増加または減少した資産がある方	今年7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、増加または減少した資産を全て申告してください。	①償却資産申告書 ②種類別明細書 (増加資産・全資産用) ③種類別明細書 (減少資産用)
	○増加または減少した資産がなかった方	申告書右下の備考欄に「前年度資産に異動なし」と記載して申告してください。	①償却資産申告書
	○解散・廃業・事業継承・転出などがあった方	申告書右下の備考欄に「解散」「廃業」「事業承継」「転出」などをした旨を記載して申告してください。	①償却資産申告書

#### ○eLTAX(電子申告)を利用する方

『全資産申告』または、『増減申告』を選択することができます。選択した方法に応じた申告書を作成し、送信してください。

- (3) 申告書の提出期限  
令和8年2月2日(月)
- (4) 申告書の提出先  
錦江町役場 住民税務課 税務チーム  
〒893-2392 錦江町城元963番地  
TEL0994-22-3037
- (5) 留意事項
- ① 未申告または虚偽の申告をされた場合  
償却資産の申告は、地方税法第383条により償却資産の所有者に義務付けられています。正当な理由がなく申告がされなかった場合や虚偽の申告をされた場合には、地方税法および錦江町税条例により過料などの罰則規定が設けられておりますので、正しい申告にご協力をお願いします。
- ② 税務署へ申告した「減価償却費」の資産について、町への申告漏れはありませんか？  
課税評価係では地方税法第354条の2の規定に基づき、皆さんの国税資料の閲覧を行っています。  
毎年、『税務署へ「減価償却費」として申告している対象資産が錦江町へ申告されていない』といった事例が多数見受けられますので、申告漏れがないようご確認をお願いします。
- ③ 実地調査へのご協力のお願い  
地方税法第353条および408条の規定に基づき、実地調査や帳簿書類の調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。  
また、実地調査に伴い修正申告をお願いする場合がありますが、その際、過年度にさかのぼって課税する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- ④ eLTAX(電子申告)について  
申告時に種類別明細書の“取得価額”“取得年月日”“耐用年数”“特例区分”などのご入力および未入力が多く見受けられますので、間違いのないようご確認をお願いします。
- ⑤ 個人番号・法人番号(マイナンバー)について  
“個人番号・法人番号(マイナンバー)”の記載が必要となりますので、申告書の右上にある記載欄へ、通知された番号(個人番号12桁、法人番号13桁)を記載してください。  
また、個人番号記載の方については、個人番号が確認できるマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードおよび身分証明ができるものをお持ちの上、申告してください。

## 2. 償却資産のあらまし

### (1) 償却資産とは

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額(減価償却費)が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要経費に算入されるものと規定されています。

#### ○償却資産の種類とその例

種類		資産の名称
1	構造物	構内舗装(駐車場含む)、塀、堆肥舎、屋外の給排水設備(井戸など)及びその他土地に定着した設備、ビニールハウス(育苗ハウスなど)、プレハブ仮設建物、太陽光発電設備など
	建物附帯設備	建築設備、内装、内部造作(店舗内装設備など)
2	機械及び装置	食品製造加工機械、モーターやポンプなどの汎用機械、ブルドーザーなどの土木建設機械、その他各種産業用機械及び装置など (分類番号「0.00～09 及び 000～099」の大型特殊自動車)
3	船舶	漁船、遊漁船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車輛及び運搬具	ホイールローダーなどの大型特殊自動車 (分類番号「9.90～99 及び 900～999」の大型特殊自動車)
6	工具器具及び備品	測定・検査・取り付け工具、キャビネット、金庫、レジスター、シュレッダー、テレビ、陳列ケース、エアコン、冷蔵庫、机、椅子、漁具、厨房用品、パソコン、自動販売機など

### (2) 償却資産と家屋の違い

#### 【家屋として取り扱うもの】

○家屋の所有者が所有し、構造上、家屋と一体となってその効用を高めるもの  
例)電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など

#### 【償却資産として取り扱うもの】

○独立した機械・装置としての性格が強いもの

例)発電・変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、ルームエアコンなど

○特定の生産または業務の用に供されるもの

例)工場における動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備など

○構造上家屋と一体となっておらず、単に移動を防止する程度に取り付けられたもの  
例)屋外給水塔、独立煙突など

○顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの

例)ホテル・コンビニ・病院などにおける暖房設備、洗濯設備など

○償却資産と家屋の区分例

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの	
電気設備	受変電設備	設備一式、配電盤	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	家屋と一体となっていない屋外照明設備 (ネオンサインなど)	家屋と一体となっている設備
	動力配電設備	特定の生産または業務に供する設備	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器 (部屋同士を結ぶもの)	ドアホン設備 (屋内と屋外を結ぶもの)
	電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類	
	火災報知器設備	屋外の装置	屋内の装置
給排水設備	特定の生産または業務に供する設備 屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備	
給湯設備	特定の生産または業務に供する設備 局所式給湯設備(湯沸かし器など)	中央式給湯設備 (ボイラーなど)	
空調設備	ルームエアコンなど	家屋と一体となっている設備 (ビルトインエアコンなど)	
消火設備	消火器、ホース及びノズル (避難器具、ガスボンベなど)	スプリンクラー設備 消火栓設備など	
厨房設備	顧客の要求に応じるサービス設備 寮・病院などの厨房設備	左記以外の設備	
洗濯設備	顧客の要求に応じるサービス設備	左記以外の設備	
その他の特殊な設備	簡易間仕切、看板、広告塔 (機械式駐車設備など)		

○家屋と建物附帯設備」の所有者が異なる場合

貸しビルや貸し店舗などを借り受けて事業を営んでいる方(テナントなど)が、自身の費用により施工、または譲渡などによって取得した内装、造作、建築設備などで事業の用に供することができる資産については、地方税法第343条第10項および錦江町税条例により、貸しビルなどを借り受けて事業を営んでいる方を所有者とみなし、

その内装、造作、建築設備などを償却資産とみなして課税することとなります。

この場合、貸しビルなどを借り受けて事業をされている方が、施工または譲渡などによって取得した資産について償却資産の申告をしていただく必要があります。

(3) 申告が必要な償却資産

令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、以下に該当するものは、申告をしていただく必要があります。

○申告が必要な資産

償却済資産	減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されているもの
遊休資産	一時的に稼働を休止しているが、維持補修が行われているもの
未稼働資産	稼働はしていないが、すでに完成していて、事業の用に供しうる状態にあるもの
簿外資産	会社の帳簿には記載されていないが、事業の用に供しているもの
建設仮勘定中の資産	一部が完成し、その部分が事業の用に供しているもの
福利厚生のに供される資産	間接的にでも、事業の用に供していると言えるもの
改良費	改良費のうち、資本的支出として計上したものは、新たな資産の取得とみなし、本体とは独立した取り扱いとなります。
大型特殊自動車	自動車税・軽自動車税の対象となっていないもの
租税特別措置法を適用して、即時償却している資産（※1）	中小企業などが租税特別措置法の損金算入の特例を適用して取得した、30万円未満の減価償却資産

【太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置された方へ】

太陽光発電設備を新たに設置された方については、償却資産の申告の対象となる場合があります。

太陽光発電設備の取り扱いについては下表のとおりですので、課税対象となる設備を所有されている方は、償却資産の申告をしてください。

○課税対象区分

設置者	10kw 以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw 未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	<p>【課税対象】</p> <p>経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産に該当しますので、申告の対象となりません。</p>	<p>【課税対象外】</p> <p>個人での利用を主な目的としたものであり、売電するための事業用資産には該当しませんので、申告の対象にはなりません。</p>
個人 (事業用)	<p>【課税対象】</p> <p>個人の所有であっても事業の用に供している設備については、発電出力量、売電(余剰・全量)されているか否かにかかわらず、償却資産として申告の対象になります。</p>	
法人	<p>【課税対象】</p> <p>事業の用に供している設備となりますので、発電出力量や、売電(余剰・全量)されているか否かにかかわらず、償却資産として申告の対象となります。</p>	

○申告の必要がない資産

(軽)自動車税の対象資産	自動車、軽自動車、小型特殊自動車など
生物	※ただし、観賞用に使用されているものは申告対象となります。
無形減価償却資産	営業権、著作権、会員権、漁業権、電話加入権、ソフトウェアなど
繰延資産	開業費、研究費、暗渠などの土地改良関係費用など
たな卸資産	商品、仕掛品、原材料、貯蔵品など
用途廃止資産	生産方式の変更、機能の劣化、旧式化などで、現在使用されておらず、廃棄同様にあるもの
一括償却資産(※2)	取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの
少額減価償却資産(※3)	耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの

(4) 償却資産の耐用年数

償却資産の耐用年数は、総務大臣の告示である固定資産評価基準でさだめられており、「減価償却資産の耐用年数などに関する省令」の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。

○主な償却資産の耐用年数例

主な業種	課税対象となる主な償却資産【耐用年数】
事務系	・事務用机、椅子、キャビネット【15年】(金属造でないものは5年) ・パソコン【4年】(サーバー用のものは5年) ・ファクシミリ【5年】 ・コピー機【5年】 ・エアコン【6年】
農業 酪農系	・収穫用機械【7年】 ・家畜管理器具【7年】 ・牧柵【14年】 ・堆肥舎【17年】 ・農用井戸【14年】 ・ビニールハウス(金属造)【14年】(木造は5年、その他は8年)
漁業	・漁船(船舶法4条～19条の適用を受ける木船)【6年】 ・軽量合金船【9年】 ・FRP船【7年】 ・GPS船【5年】 ・船外機【5年】 ・漁具【3年】 ・養殖設備【5年】 ・魚群探知機【5年】
建設業	・ブルドーザー【6年】 ・パワーショベル【6年】 ・発電機【10年】
飲食業	・広告用看板【10年】 ・内装工事【10年】 ・テーブル、イス【8年】 ・厨房器具【8年】 ・飲食店用設備【8年】 ・冷蔵庫【8年】 ・カラオケ【5年】
理容業 美容業	・サインポール【3年】 ・椅子【5年】 ・応接セット【5年】 ・消毒殺菌器【5年】 ・タオル蒸器【5年】 ・パーマ器【5年】
小売業	・冷蔵ストッカー【4年】 ・陳列ケース【8年】(冷凍・冷蔵機能付は6年) ・冷蔵庫【6年】 ・レジスター【5年】 ・自動販売機【5年】
不動産業	・舗装路面(アスファルト)【10年】(コンクリートは15年) ・受変電設備【15年】 ・簡易物置【7年】 ・ストーブ【6年】 ・除雪機【5年】

(5) 非課税および課税標準の特例に該当する資産

地方税法第348条では、国・都道府県・市町村などに無料で貸し付けている公用または公共のための固定資産などについて、非課税であることが規定されています。

また、税負担の軽減を図るため、地方税法第349条の3ならびに地方税法附則第15条および第64条の規定により課税標準の特例が定められており、該当する償却資産は固定資産税が軽減されます。

非課税および課税標準の特例規定に該当する資産については、申告の際に種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載し、関係書類を添付して申告してください。

○主な課税標準の特例(地方税法の一部抜粋)

適用条項		資産区分	範囲	特例率	添付書類
法第349条の3	第4項	外航船舶	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で、総務省令で定める規格に適合する船舶	1/6	※1
		準外航船舶	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で、外航船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶	1/4	
	第5項	その他の船舶 (内航船舶)	外航船舶、準外航船舶以外の船舶 (専ら遊覧の用に供するもの、その他総務省令で定める快遊船・遊漁船・モーターボート競争の用に供するモーターボートを除く)	1/2	
	第3項	農業協同組合などが取得した共同利用に供する機械及び装置	農業協同組合、中小企業協同組合、漁業協同組合などが取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの【3年間適用】	1/2	※2
法附則第15条	第27項	再生可能エネルギー発電設備(風力、水力、地熱、バイオマス)	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した認定発電設備(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する設備)で総務省令で定めるもの【3年間適用】	P.12参照	※3
		再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備)	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに取得した太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの(自家消費型太陽光発電設備に限る)【3年間適用】	P.12参照	※4
	旧第41項	先端設備等に該当する機械及び装置など	中小企業者等が平成30年6月6日から令和3年3月31日までに認定先端設備導入計画(錦江町策定)に従って取得した機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品や建物付属設備【3年間適用】	ゼロ	P12参照
旧法附則第62条	第1項	新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物	中小企業者等が令和2年4月30日から令和5年3月31日までに認定先端設備導入計画(錦江町策定)に従って取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び構築物【3年間適用】	ゼロ	P12参照
法附則第64条	第1項	新型コロナウイルス感染症に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産	中小企業者等が令和3年4月1日から令和5年3月31日までに認定先端設備導入計画(錦江町策定)に従って取得した先端設備等に該当する事業の用に供する家屋及び償却資産【4年間適用】	ゼロ	P12参照

- ※1…動力船舶登録票、船舶国籍証書、船舶検査証書などの写し
- ※2…政府の補助金、貸付などの申請書、法定通知書などの写し
- ※3…経済産業省の認定通知書、電力需給契約確認書などの写し
- ※4…再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

【再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について】

・再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例率

発電設備	出力	特例率
風力	20KW 以上	2/3
	20KW 未満	3/4
水力	5,000KW 以上	3/4
	5,000KW 未満	1/2
地熱	1,000KW 以上	1/2
	1,000KW 未満	2/3
バイオマス (2万KW 未満)	1万KW 以上	2/3
	1万KW 未満	1/2
太陽光 (10KW 以上)	1,000KW 以上	3/4
	1,000KW 未満	2/3

※自家消費型太陽光発電設備とは…

一般的に産業用建物などに設置するものであり、固定価格買取制度認定を受けず、また電力会社などに売電せず、自己もしくは賃貸の工場や店舗などの電気料金などを直接消費(削減)するための設備。

### 3. 償却資産の評価と課税

#### (1) 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得価額、取得年月及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少(減価)を考慮し、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出して行います。

#### (2) 償却資産の課税までの流れ

##### ① 償却資産申告書の提出・受付

↓

##### ② 税額の計算

・評価額の算出・・・12ページ「(3) 償却資産評価額の算出方法」に記載のとおり、資産ごとに評価額を計算します。

・課税標準額の算出・・・【(資産ごとの)評価額の合計＝課税標準額】となります。

ただし、課税標準の特例の適用がある場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものとなります。

・税額の算出・・・課税標準額(決定価格)に税率をかけて税額を計算します。

税率は1.4%です。

【税額＝課税標準額×(1.4%)】

↓

##### ③ 免税点の判定

課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は、税額が発生しません。

なお、免税点未満の場合であっても申告は必要ですので、ご注意ください。

↓

##### ④ 固定資産課税台帳の閲覧

償却資産の価格などが決定された後、償却資産課税台帳に登録されます。

課税台帳は毎年4月1日から閲覧することができます。

↓

##### ⑤ 納税通知書の発送

納税通知書は、毎年5月上旬に発送します。

納期限は、5月・8月・10月・12月のそれぞれの末日で、年4回です。

#### (3) 償却資産評価額の算出方法

償却資産の評価額は、申告していただいた個々の資産の取得年月、取得価額及び耐用年数によって下記の算式により算出します。

ただし、計算の結果、評価額が取得価額の5%を下回った場合には、取得価額の5%がその資産の評価額になります。

※額を算出する際に小数点以下が出た場合は、小数点以下を切り捨てます。